

# 現状の吉津結の立場について

2024年9月30日

現時点の吉津結(以下、私)の置かれている立場について説明します。

吉津耕一の死去以降、多数の方からお問い合わせをいただいております。会社を支えてくださった株主やお客様に対して、きちんとお返しできるよう、誠実な回答ができるように心がけておりますが、今の状況と私の立場では、どうしても回答できないことや決定できないことが多数あります。また、私一人が窓口となって対応している状況なので、回答できる時間や数にも限界があります。その点についてご理解いただけるよう、この文書を作成します。たもかく株式会社 臨時代表取締役 代理人 兼 吉津耕一 相続人代表という肩書の理由も、本書を読めばわかると思います。私は吉津耕一の子・次男の吉津結です。

たもかく株式会社はその名前の通り株式会社です。本来ならば、経営をするのは取締役会の役割です。また、取締役を選任するのは株主総会の役割です。店舗や事務所を営業するのは従業員の役割です。私は株主総会で選ばれた役員ではありません。私は従業員でもありません。私は過去に役員や従業員だったことはありません。たもかく株式会社の経営状態について、生前に父から深く聞いてはいません。私は只見町で生まれ育ちましたが高校生の頃からは親元を離れて生活しております。また、私には経営者としての経験がありません。たもかく株式会社の行っていた事業に必要な専門の資格(宅地建物取引士資格試験)等も保有していません。また、私がたもかく株式会社の処分をしなくてはならない法的な義務も権利も、吉津耕一の死亡した時点では存在していませんでした。

しかしながら、たもかく株式会社が多数の株主やお客様に支えられていたことは認識していました。吉津耕一の葬儀では私が喪主を務めたので、相続人の中では私が窓口となることは必然でした。父や母や他の関係者が何年も熱心に携わってきた会社であることは知っていましたが、私個人の思い入れも当然あります。また、周辺住民の価値観・自営業者たちの価値観として「その家のことは家の者がやるべきだ」という伝統的な風潮があります。そうでなくとも、たもかく株式会社の本店がある只見町は高齢化が進んでおり、この役割を引き受けられる人材は貴重です。もしも私がやらなければ、他に誰も引き受ける人はいないかもしれません。会社としての主体が存在しないまま誰も責任を取らなければ、多くの人が困ってしまうでしょう。そうしたことから、私はやむを得ずこの役割を引き受けています。相続放棄の手続きもしていません。この役割が私に個人的な利益をもたらす見込みがなく、もしかすると責任や不名誉ばかりを負うような役割となる可能性を認識しつつも、それを覚悟の上で引き受けています。もしも他にこの役割を前向きに捉えていて引き受けたい人や、より適切な人がいるのであれば、その人に代わっていただきたいと思っています。そうした人がいるのであれば、そのために必要な引き継ぎや協力は惜しみません。

たもかく株式会社のホームページの「会社概要」の2022年に「人員整理を行い、たもかく本の街の運営を吉津耕一 1人で行うことになりました。なるべく早く、たもかく本の街を継続・復興できるように努力していきます。」という記載がありました。これは吉津耕一の他に役員も従業員も存在していないことを示していると考えられます。

第34回定時株主総会招集ご通知に記載には「報告事項 昨年の株主総会で 取締役 監査役 取締役会 監査役会を廃止 代表取締役1名としましたが、手続き費用不足のためまだ登記手続きは終わっていません。」とあります。

登記情報を読む限りでは、これらの状態は吉津耕一の死去した2024年の2月5日時点でも解消していなかったと考えられます。そこで、吉津耕一の死去後、登記上ではまだ取締役であった目黒氏を代表として、手続きを進めるために代表になってほしいという依頼をしました。当時、目黒氏自身は登記が完了していなかったことも知らず、自身はすでに退任しているという認識でした。また実際に目黒氏は退任後は役員報酬も受け取っておらず、近年の経営状況について把握していませんでした。その上で、あくまで会社の登記を円滑に進めるため、まずは登記の手続きを完了するために一時的に目黒氏を代表取締役とするということを了承していただきました。そのことについては他の登記上の役員とも合意しました。一方で現実として目黒氏は実務を遂行することはできないから、私が目黒氏の代理人となって手続きを進められるよう、目黒氏と委任契約をしました。この契約は私に対して無報酬であり、かつもし私が会社に対して損害を与えた場合には私はその責任を負って補償するという条件です。この契約によって発生した状態こそがホームページの「たもかく株式会社 臨時代表取締役 代理人 兼 吉津耕一 相続人代表」の表記の理由です。

しかしながら、この後に登記の手続きを司法書士の方に協力して進めていく過程で、登記の申請がなかなか進まず、すでに目黒氏を含めた他の取締役が、登記上は任期切れの状態である疑いが発生しました。これは、たもかく株式会社が株式の一部または全てに譲渡に制限を設けていないことに原因の一端があります。株式の譲渡に制限を設けていない会社は、法律上は公開会社という扱いになります。3人以上の取締役の設置や2年以内の任期を定めています。一方、譲渡制限のある会社は、最大10年の任期とすることができます。

あくまで登記が行われていなかっただけであり選任(再任)は行われていたという可能性があります。「取締役 監査役 取締役会 監査役会を廃止 代表取締役1名としました」という記述が、錯誤に基づいているので無効となる可能性も考えられます。また、約款の改定があり、株式の譲渡制限が有効であり、任期が延長されていた可能性があります。任期が切れていた場合でも残任義務が発生している可能性もあります。他、さまざまな可能性があるかもしれませんが、私は法律の専門家ではないため、確実な答えはわかりません。今後は会社法や商法に詳しい弁護士などを頼り、あきらかにしたいと考えています。

いずれにせよ、私がたもかく株式会社に関連する手続きをする上で、可能な範囲で確実性をもたせるために、少なくとも目黒取締役の許可を得て、代理人になっておくことは必要な手続きであったと捉えています。ただし、そもそも目黒氏の役員としての立場の確実さがわからない以上は、取締役会で決定する内容についても疑義が生じるおそれがあります。ですから、株主総会を開催する前に会社の財産を処分したり、新たな契約を結んだりすることは、合理的な範囲で避けるべきだと考えています。

ですから、今現在の私ができることは、会社を適法の状態に戻すための準備と、その間に会社が立ち行かなくなることを防ぐためにやむを得ない延命的な措置だけです。

- 納税や電気代など、法律や会社の存続のため喫緊かつ必須の支払いを行うこと
  - その支払をするのに必要な資金がない場合に、私費で立替をすること
- 新たな取締役を選出できるように、私費で株主総会の準備を進めること

- 決算書類を作成し、各所に提出すること
- 司法書士、弁護士、中央会など専門家の意見を伺って手続きを進めること
- 会社の経営が再開されるまでの間、株主や顧客や取引先の連絡窓口となり、相談を受けること
- 無人となった事務所や営業所が被害を被らないように合理的な範囲で保護すること
  - 施錠
  - 防犯カメラの設置
  - 火災保険・共済等の継続
  - 個人情報・重要書類・電子データの保護や隔離

を行っています。これらを行うために必要な出費は、会社の口座振替で済むもの以外、やむを得ず私費で立替えています。

それとは逆に、不可能なこと・避けていることは、たとえば次のようなことです。

- 会社として新たに契約を結んだり約束をしたりすること
- 会社の財産を取締役会の承認を得ずに売却すること・譲渡すること
- 会社として約束をしたり、債務を返済したり、譲渡を受けたりすること
- 会社の今後の方針について、会社として何らかの意思決定を行ったり、それを第三者に意思表示すること
- 会社の個人情報や営業上の秘密を外部へ持ち出すこと
- 他の役員や自分自身に報酬を与えること

つまりは、会社の持ち物や契約を私の判断で勝手に扱うことを避けつつも、会社を保護して回復するために必要な行為をしているということです。それ以外のことについて問い合わせを受けても「あくまで相続人としては〇〇」「会社としてはわからない」というスタンスの回答が多くなってしまいます。また、この状態では人を雇って連絡の窓口を他の人に代わっていただくのもむずかしいと考えています。

そのために現状は歯切れの悪い回答が多くなったり、回答に時間がかかってしまうことが多いと思いますが、可能な限り誠実に、なるべく曖昧な状態を解消して、きちんとお答えできるようにしたいとは考えています。自分にできる限りの対応をしております。また、もし経営が再開されて適切な経営者や後任者が決定した場合にはその方に可能な限り早く・正確に引き継ぎを行いたいと考えています。長い時間おまたせして申し訳ありませんが、私個人にできる範囲としては最善を尽くしているつもりですので、どうかご容赦ください。

吉津 結